第５条に規定する承認会社及び承認組合をいう。）との連携を図ること。なお、農業の収益性や融資等との連携の必要性に鑑み、農業法人が行う農業の生産活動については、農業法人投資育成事業の活用を促し、当該事業との調整を行うこと。

(6)　（略）

○国土交通省告示第五百八十八号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百三十条の九の五第二号ロの規定に基づき、平成十七年国土交通省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百三十条の九の五第二号ロの規定により国土交通大臣が定める基準は、次に掲げるものとする。 一　水素の製造は、次のいずれかの方法により行われるものであること。 イ　電気により水を分解する方法 ロ　水蒸気により炭化水素を改質する方法 二　一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号。以下「一般則」という。）第二条第一項第二十五号に規定する圧縮水素スタンドであって、次のいずれかに該当するものであること。 イ　一般則第七条の三第二項各号に掲げる基準に適合するものとして、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五条第一項の許可を受けて設置されるもの（製造設備の冷却の用に供する冷凍設備（一般則第七条の三第二項第二号の二ただし書に規定するものを除く。）を用いるものを除く。） ロ　一般則第七条の三第二項各号に掲げる基準に適合するものとして、高圧ガス保安法第五条第二項の届出がされたもの（製造設備の冷却の用に供する冷凍設備（一般則第七条の三第二項第二号の二ただし書に規定するものを除く。）を用いるものを除く。） ハ　一般則第十二条の二第二項各号に掲げる基準に適合するものとして、高圧ガス保安法第五条第二項の届出がされたもの	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百三十条の九の四第二号ロの規定により国土交通大臣が定める基準は、次に掲げるものとする。 一　水素の製造は、次のいずれかの方法により行われるものであること。 イ　電気により水を分解する方法 ロ　水蒸気により炭化水素を改質する方法 二　高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五条第一項の規定に基づき、一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第七条の三第二項各号に掲げる基準に適合するものとして都道府県知事の許可を受けたものであること。

(6)　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第五百八十九号

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第二条第二項第一号の規定に基づき、国土交通大臣が指定する道路を次のとおり指定する。

平成二十九年五月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

道路の種類	路線名	区間	備考
岩手県道	不動盛岡線	岩手県紫波郡紫波町矢巾町大字上矢次第一地割八十一番一から同町大字上矢次第一地割八十一番まで	
岩手県道	衣川水沢線	奥州市胆沢区小山字笹森一番九から同市胆沢区小山字下昼沢三十四番四まで	
奥州市道	附野下笹森線	奥州市胆沢区小山字笹森二百三十六番二から同市胆沢区小山字附野百八十番二まで	
滝沢市道	スマートインター一号線	滝沢市高屋敷平十三番三十九から同市高屋敷平四番二まで	
秋田県道	横手大森大内線	横手市横手町字上真山百三十四番から同市赤川字樋掛一番二まで	
横手市道	横手北スマートインター線	横手市猪岡字水越百二十番三から同市猪岡字水越百三十七番一まで	
栃木県道	宇都宮向田線	宇都宮市平出町六千七十七番三から栃木県芳賀郡芳賀町大字下高根沢字小峰五千百三番十六まで	
矢板市道	矢板北スマートインター線	矢板市下太田字反田二百三十四番二から同市長井字笹目田原千九百七十二番一まで	
宇都宮市道	六千四百三十八号線	宇都宮市宝木町二丁目字山崎九百七番まで	
宇都宮市道	六千四百三十九号線	宇都宮市駒生町字三斗蒔千八百十七番一から同市駒生町字三斗蒔千八百三十四番まで	
栃木市道	五万三千百十一号線	栃木市西方町元字水無二千三百五十七番から同市都賀町富張字十ノ塚二千百九十番まで	
栃木市道	五万二千二百号線	栃木市西方町元字脇谷千七百八十六番一から同市西方町元字行人塚千七百四十七番一まで	
栃木県道	宇都宮今市線	宇都宮市桜三丁目二千七百九十五番四から同市駒生町字中道千七百五十四番三十三まで	
群馬県道	南新井前橋線	群馬県北群馬郡榛東村大字新井字雛子三千百八十九番四から前橋市池端町二百三十四番五まで	
岩手県道	堤川目線	岩手県紫波郡矢巾町大字煙山第二十地割二十四番から同町大字広宮沢第六地割百四番三まで	紫波郡矢巾町と東北縦貫自動車道を連絡する道路の一部
矢巾町道	紫波郡矢巾町と東北縦貫自動車道を連絡する道路	紫波郡矢巾町と東北縦貫自動車道を連絡する道路の一部	
岩手県道	不動盛岡線	岩手県紫波郡紫波町矢巾町大字上矢次第一地割八十一番一から同町大字上矢次第一地割八十一番まで	紫波郡矢巾町と東北縦貫自動車道を連絡する道路の一部
岩手県道	衣川水沢線	奥州市胆沢区小山字笹森一番九から同市胆沢区小山字下昼沢三十四番四まで	奥州市と東北縦貫自動車道を連絡する道路の一部
奥州市道	附野下笹森線	奥州市胆沢区小山字笹森二百三十六番二から同市胆沢区小山字附野百八十番二まで	奥州市と東北縦貫自動車道を連絡する道路の一部
滝沢市道	スマートインター一号線	滝沢市高屋敷平十三番三十九から同市高屋敷平四番二まで	滝沢市と東北縦貫自動車道を連絡する道路の一部
秋田県道	横手大森大内線	横手市横手町字上真山百三十四番から同市赤川字樋掛一番二まで	横手市と東北横断自動車道を連絡する道路の一部
横手市道	横手北スマートインター線	横手市猪岡字水越百二十番三から同市猪岡字水越百三十七番一まで	横手市と東北横断自動車道を連絡する道路の一部
栃木県道	宇都宮向田線	宇都宮市平出町六千七十七番三から栃木県芳賀郡芳賀町大字下高根沢字小峰五千百三番十六まで	宇都宮市と常総・宇都宮道路の一部連絡道路を連絡する
矢板市道	矢板北スマートインター線	矢板市下太田字反田二百三十四番二から同市長井字笹目田原千九百七十二番一まで	矢板市と東北縦貫自動車道を連絡する道路の一部
宇都宮市道	六千四百三十八号線	宇都宮市宝木町二丁目字山崎九百七番まで	宇都宮市と東北縦貫自動車道を連絡する道路の一部
宇都宮市道	六千四百三十九号線	宇都宮市駒生町字三斗蒔千八百十七番一から同市駒生町字三斗蒔千八百三十四番まで	宇都宮市と東北縦貫自動車道を連絡する道路の一部
栃木市道	五万三千百十一号線	栃木市西方町元字水無二千三百五十七番から同市都賀町富張字十ノ塚二千百九十番まで	栃木市と東北縦貫自動車道を連絡する道路の一部
栃木市道	五万二千二百号線	栃木市西方町元字脇谷千七百八十六番一から同市西方町元字行人塚千七百四十七番一まで	栃木市と東北縦貫自動車道を連絡する道路の一部
栃木県道	宇都宮今市線	宇都宮市桜三丁目二千七百九十五番四から同市駒生町字中道千七百五十四番三十三まで	宇都宮市と東北縦貫自動車道を連絡する道路の一部
群馬県道	南新井前橋線	群馬県北群馬郡榛東村大字新井字雛子三千百八十九番四から前橋市池端町二百三十四番五まで	北群馬郡榛東村、前橋市と関越自動車道を連絡する道路の一部